

資料編

1. 住宅の耐震化の推移、目標戸数の考え方	2
2. プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業の制度概要	4
3. 木造住宅耐震補強助成事業の補助要件の考え方	4
4. 特定建築物について	5
5. 藤枝市が所有する公共建築物の耐震性能の公表及び耐震化計画に係る資料	8
6. 緊急輸送のルート指定図	9

1. 住宅の耐震化の推移、目標戸数の考え方

(1) 住宅の戸数と耐震化率の推移（住宅・土地統計調査より推計）

（単位：戸）

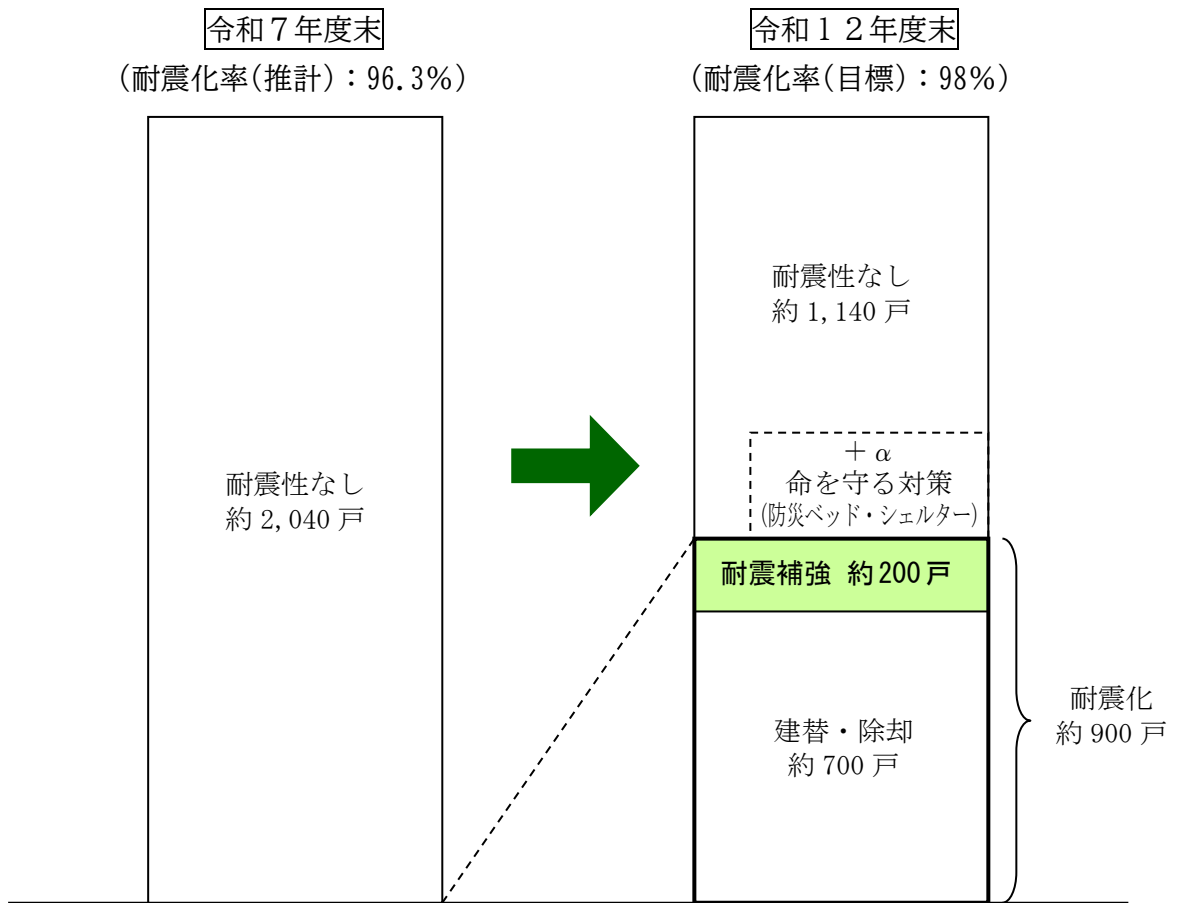
		平成 15 年	平成 20 年※	平成 25 年	平成 30 年	令和 5 年
昭和 55 年以前の住宅	木造住宅	14,170	10,950	10,550	10,247	7,958
	うち耐震性あり	2,217	2,633	2,895	5,571	5,582
	うち耐震性なし	11,953	8,317	7,655	4,676	2,376
	非木造住宅	1,720	880	973	910	1,238
	うち耐震性あり	1,304	710	837	752	986
	うち耐震性なし	416	170	136	158	252
	小計	15,890	11,830	11,523	11,157	9,196
	うち耐震性あり	3,521	3,343	3,732	6,323	6,568
	うち耐震性なし	12,369	8,487	7,791	4,834	2,628
昭和 56 年以降の住宅		28,930	32,700	38,667	40,663	44,354
木造住宅		18,660	20,310	22,730	27,573	27,692
非木造住宅		10,270	12,390	15,937	13,090	16,662
耐震性あり		32,451	36,043	42,399	46,986	50,922
木造住宅		20,877	22,943	25,625	33,144	33,274
非木造住宅		11,574	13,100	16,774	13,842	17,648
住宅数（居住世帯あり）		44,820	44,530	50,190	51,820	53,550
木造住宅		32,830	31,260	33,280	37,820	35,650
非木造住宅		11,990	13,270	16,910	14,000	17,900
耐震化率		72.4%	81.0%	84.5%	90.7%	95.1%
木造住宅		63.6%	73.4%	77.0%	87.6%	93.3%
非木造住宅		96.5%	98.7%	99.2%	98.9%	98.6%
（参考）空き家数		4,270	4,250	5,730	6,970	5,990
賃貸用の住宅		2,470	2,200	2,850	3,410	2,230
売却用の住宅		50	130	80	330	100
別荘・二次的住宅		280	380	210	30	50
その他の住宅		1,470	1,540	2,590	3,200	3,610

※一時現在者のみの住宅や調査時点で建築中の住宅を含む

<参考>

空き家は耐震化率の算定の対象ではないが、所有者により適切に維持管理されず放置され老朽化すると、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすほか、地震により耐震性のない空き家が倒壊すると、直接的な人的被害はないものの、道路を塞いで避難の妨げになる可能性もあることから、将来的に空き家とならないよう、助成制度を活用して建替えや除却することが重要である。

(2) 目標戸数の考え方



2. プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業等の制度概要

(令和8年4月)

区分		【事業名】概要	対象建築物
木造住宅	耐震診断	【わが家の専門家診断事業】 無料の専門家耐震診断	昭和56年5月以前
		無料の専門家派遣	
	補強計画 補強工事	【木造住宅補強計画補強工事（一体型）事業】 補強計画と補強工事に要する費用に補助	昭和56年5月以前 評点1.0未満を1.0以上
		補強計画 【木造住宅耐震補強計画事業】 補強工事を実施しなかった高齢者等が居住する世帯が、命を守る対策をする場合、補強計画策定に要する費用に補助	昭和56年5月以前
建替	【木造住宅建替事業】 建替工事に要する費用に補助	昭和56年5月以前	
住宅	移転	【がけ地近接等危険住宅移転事業】 移転に要する費用に補助	災害危険区域内等の危険住宅
	瓦屋根診断	【屋根の耐風診断事業】 診断に要する費用に補助	令和3年12月31日以前に建築された住宅及び同日において工事中であった瓦葺屋根
	瓦屋根改修	【屋根の耐風改修事業】 改修に要する費用に補助	令和3年12月31日以前に建築された住宅及び同日において工事中であった瓦葺屋根
建築物等	耐震	【既存建築物耐震性向上事業】 耐震診断に要する費用に補助	昭和56年5月以前
	補強計画	【集会所耐震補強計画策定事業】 補強計画の策定に要する費用に補助	昭和56年5月以前の集会所
ブロック塀等	撤去	【ブロック塀等撤去事業】 通学路・緊急輸送路等沿いの危険なブロック撤去の費用に対する補助	危険なブロック塀
		避難路沿道等の危険なブロック撤去の費用に対する補助	
		その他の道路に面する危険なブロック撤去の費用に対する補助	
改善	【ブロック塀等改善事業】 改善に要する費用に補助	通学路・緊急輸送路等沿いのブロック塀	
空き家	除却	【藤枝市空き家解体・除却事業】 空き家の除却工事に要する費用に補助	昭和56年5月以前
木造住宅内部	耐震シェルター	【耐震シェルター整備事業】 耐震シェルターの設置要する費用に補助	昭和56年5月以前
	防災ベッド	【防災ベッド整備事業】 防災ベッドの設置要する費用に補助	昭和56年5月以前

3. 木造住宅耐震補強計画補強工事事業の補助要件の考え方

木造住宅の耐震補強工事の実施にあたっては、全ての階の耐震性能を確保することが望ましいが、過去の地震被害において特に1階の被害が大きいことを踏まえ、本市の木造住宅耐震補強計画補強工事事業の補助要件としては、住宅の倒壊から命を守ることを最優先に、最低限1階部分の耐震性能の確保することとする。

4. 特定建築物について

別表 4-1 特定建築物の一覧表

法令		用途	特定既存耐震不適建築物（法第14条） （要安全確認計画記載建築物を除く）			
法第14条	政令第6条第2項		指導・助言対象 （法第15条第1項） （※1法第12条第1項）	指示対象 （法第15条第2項） （※1法第12条第2項）	耐震診断義務付け対象※2 （法附則第3条）	
第1号	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 750㎡以上	階数2以上かつ 1,500㎡以上	
		小学校等	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ 1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ 3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	第2号	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの	階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上	
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上	
	第3号	学校	幼稚園、第2号以外の学校	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設				
		病院、診療所				
		劇場、観覧場、映画館、演芸場				
		集会場、公会堂				
		展示場				
卸売市場						
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗						
ホテル、旅館						
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿						
第4号	第3号	事務所	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上	
		博物館、美術館、図書館				
		遊技場				
		公衆浴場				
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
		工場				
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
		保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 2,000㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上		
第2号	第7条第1項	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令第7条第2項で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	5,000㎡以上かつ、敷地境界線から一定距離以内に存する建築物	
第3号	—	避難路沿道建築物	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する緊急輸送路等の避難路の道路幅員の半分以上を閉塞する恐れのある建築物	—	同左のうち特に重要な避難路沿建築物※1	
—	—	防災拠点である建築物	—	—	病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物※1	

※1：要安全確認計画記載建築物（法第7条）

※2：要緊急安全確認大規模建築物

別表 4-2 耐震診断又は耐震改修の指示等を行う建築物

法・条例	用途		指示する建築物	公表する建築物 (指示したものに限る)	建築基準法に基づき 勧告・命令する建築物 (原則、公表したものに限る)	
						耐震診断
法第15条第2項の特定既存耐震不適格建築物	(1) 災害時の拠点となる建築物	ア 災害応急対策全般の企画立案、調整等を行う施設	県庁、市役所、町役場、警察署、消防署、郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	全て	昭和46年以前の建築物	—
		イ 住民の避難所等として使用される施設	小・中学校、義務教育学校、特別支援学校 体育館 幼稚園、保育所など			
		ウ 救急医療等を行う施設	病院、診療所	ランクⅢの建築物 又は ランクⅡの公共建築物	ランクⅢの建築物	ランクⅢの建築物のうち $I_s/E_T < 0.3$ 又は $I_s < 0.3$ の建築物*
		エ 災害時要援護者を保護、入所している施設	老人ホーム、老人短期入所施設、児童厚生施設、福祉ホーム等			
		オ 交通の拠点となる施設	車両の停車場又は船舶、航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
	(2) 不特定多数の者が利用する建築物		百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	全て	昭和46年以前の建築物	—
			ホテル・旅館			
			集会場・公会堂			
			劇場、観覧場、映画館、演芸場			
			博物館、美術館、図書館			
			展示場			
			飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ等			
			理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等			
遊技場						
ボーリング場、スケート場、水泳場等						
公衆浴場						
自動車車庫又は自転車の停留又は駐車のための施設	ランクⅢの建築物 又は ランクⅡの公共建築物	ランクⅢの建築物のうち $I_s/E_T < 0.3$ 又は $I_s < 0.3$ の建築物	ランクⅢの建築物のうち $I_s/E_T < 0.3$ 又は $I_s < 0.3$ の建築物*			
(3) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				—		
条例第15条第5項の建築物	(4) 緊急輸送路、避難路、避難地等に面する既存建築物	耐震診断	全て			
		耐震改修	ランクⅢの建築物 又は ランクⅡの公共建築物			

(注 1) 上表において、指示または公表をする建築物の優先順位については、用途欄の「(1)災害時の拠点となる建築物」、「(2)不特定多数の者が利用する建築物」、「(3)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」の順とし、耐震改修において同じ用途の場合は、耐震性能が低いものを優先して実施する。

(注 2) 上表において、「法」は建築物の耐震改修の促進に関する法律、「条例」は静岡県地震対策推進条例をいう。

別表 4-3 各ランクの建築物の耐震性能

区 分	最大クラスの地震に対する耐震性能		基準
ランクⅡ	想定される南海トラフ巨大地震等の最大クラスの地震に対して、耐震性能がやや劣る建物。 倒壊する危険性は低い、かなりの被害を受けることも想定される。		$I_s/E_T < 1.0$ かつ $I_s \geq 0.6$
ランクⅢ	想定される南海トラフ巨大地震等の最大クラスの地震に対して、耐震性能が劣る建物。 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。	① 震度 6 強～7 程度の地震で倒壊する恐れのある建築物	$I_s/E_T < 1.0$ かつ $I_s < 0.6$
		② 震度 5 強程度の地震で倒壊する恐れのある建築物	$I_s/E_T < 0.3$ 又は $I_s < 0.3$

5. 藤枝市が所有する公共建築物の耐震性能の公表及び耐震化計画に係る資料

別表 5-1 公表の対象とする公共建築物

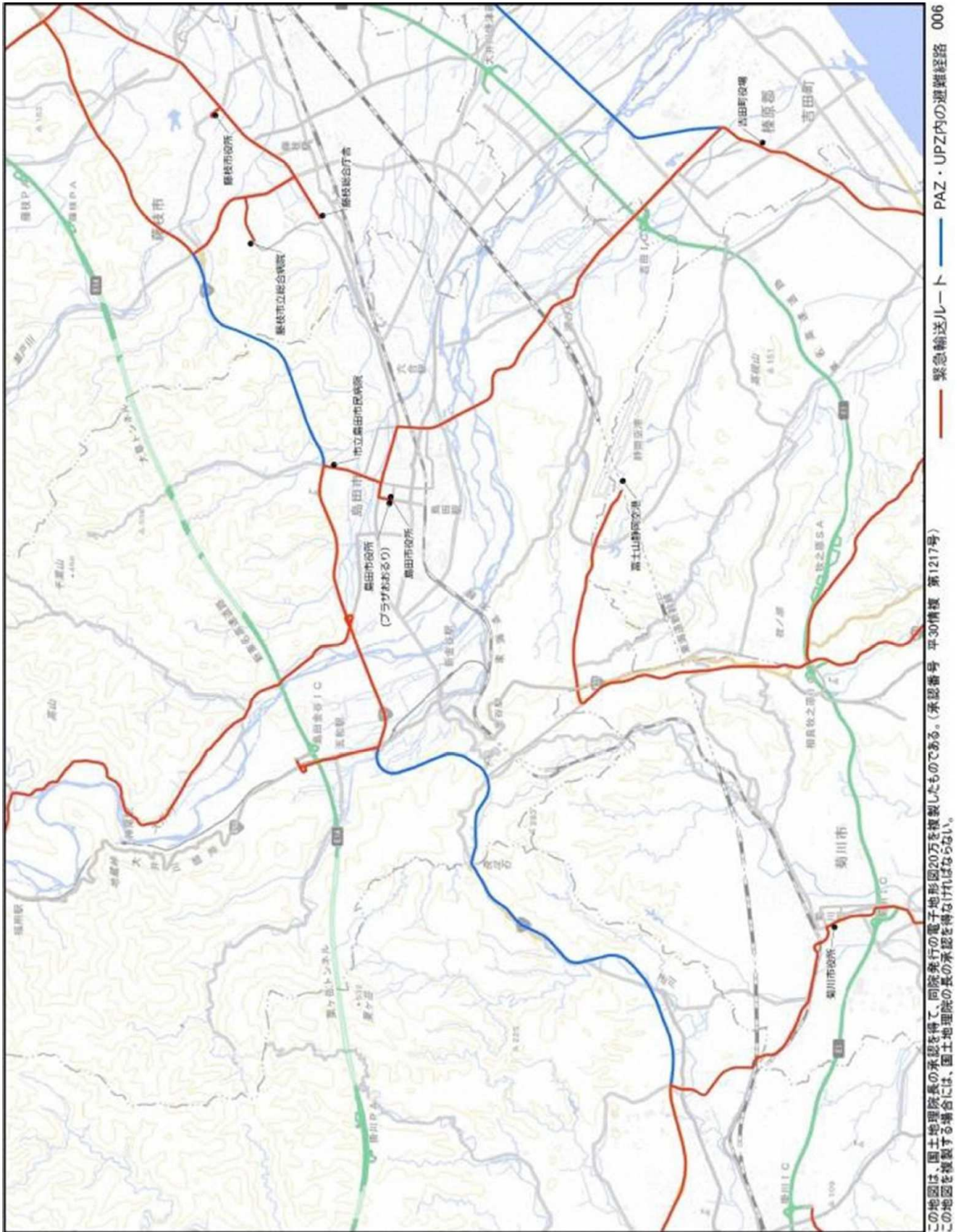
(1) 災害時の拠点となる建築物		施設名
ア	災害応急対策全般の企画・立案、調整、警戒、情報収集・伝達等を行なう施設	市庁舎、消防署、地区交流センター、保健センター、総合運動公園等
イ	住民の避難所等として使用される施設	市立小中学校等
ウ	救急医療等を行なう施設	市立総合病院、志太榛原地域緊急医療センター
エ	し尿に関する事項を行う施設	中継センター
(2) 多数の者が利用する建築物		文化センター、市民会館、駐車場(駐輪場)等
(3) 保育園、社会福祉施設		市立保育園等
(4) 市営住宅		市営住宅の一部
(5) その他主要な建築物		水道事務所・下水道事務所等

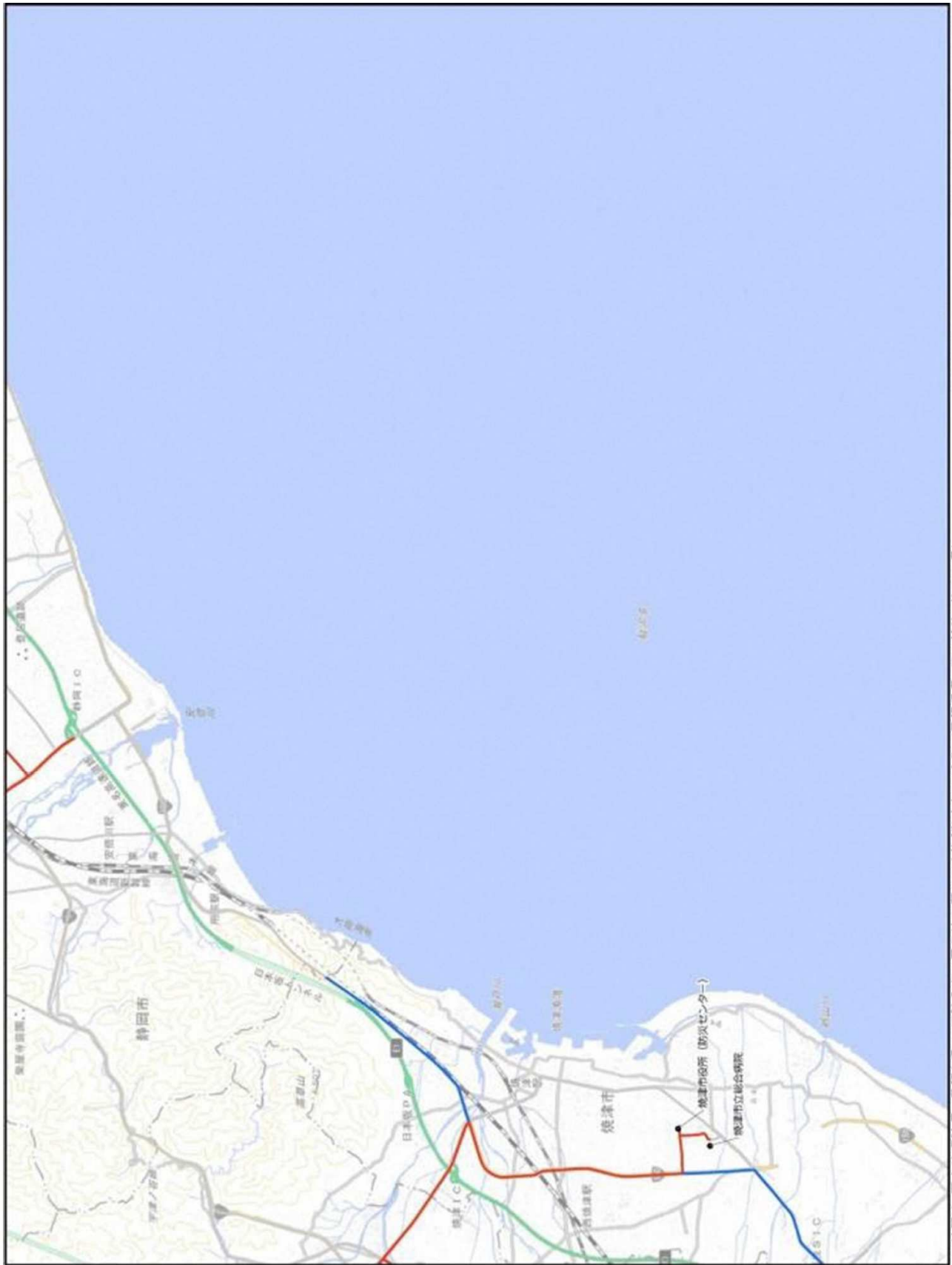
別表 5-2 各ランク別の耐震性能と判定基準

ランク	東海地震に対する耐震性能		建築物の構造	旧基準の建築物 ($C_1=1.0$)	新基準の建築物 (I :用途係数)	
		備考欄				
I	I a	耐震性能が優れている建物 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。	災害時の拠点となりうる施設	RC S SRC CB W	$I_s/E_T \geq 1.25$ 総合評点 ≥ 1.5	I=1.25
	I b	耐震性能が良い建物 倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。		RC S SRC CB W	$I_s/E_T \geq 1.0$ $1.0 \leq$ 総合評点 < 1.5	
II		耐震性能がやや劣る建物 倒壊する危険性は低い、かなりの被害を受けることが想定される。	建物の継続使用の可否は、被災建築物応急危険度判定による。	RC S SRC CB W	$I_s/E_T < 1.0$ かつ $I_s \geq 0.6$ $0.7 \leq$ 総合評点 < 1.0	
III		耐震性能が劣る建物 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。		RC S SRC CB W	$I_s/E_T < 1.0$ かつ $I_s < 0.6$ 総合評点 < 0.7	

※静岡県の判定基準に基づく

6. 緊急輸送のルート指定図





この地図は、国土地理院長の承認を得て、同発売の電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平30情復 第1217号)
 この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならぬ。

緊急輸送ルート PAZ・UPZ内の避難経路 009